

令和2年5月29日

各放課後等デイサービス事業所 管理者 様

広島県健康福祉局障害者支援課長

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）（通知）

このことについて、令和2年5月28日付けで厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から事務連絡がありました。

ついては、令和2年5月28日付け「県立学校の臨時休業解除に伴う放課後等デイサービスの報酬単価の取扱いについて」（広島県健康福祉局障害支援課長通知）の取扱いによらず、この事務連絡により取扱うこととなりますので、留意してください。

## 1 報酬単価の考え方

- (1) 6月1日から事業所内の通所児童全員が通常通りの登校の場合  
⇒通常（臨時休業前）の報酬単価の取扱い
- (2) 6月1日以降も事業所内の通所児童の一部又は全員が分散登校、午前又は午後のみ  
の登校等の場合  
⇒登校形態、登校の有無等に関わらず、通所児童全員に学校休業日単価を適用

## 2 学校休業日単価の取扱いの適用の終了

1(2)に該当する事業所においては、6月を通して従業員の勤務体制を整える必要があること等から、学校休業日単価の取扱いの適用は、地域の全ての学校が通常通りの登校となり一定程度（1～2週間）の期間を置いた上で終了することとなっています。

また、終了期日は、各市町により定めることとなっていますが、事業所等の混乱が予想されること、県立特別支援学校が6月15日から全面再開をすることを鑑みて、広島県内の事業所については、原則令和2年6月30日とします。

担 当 指導検査グループ

電 話 082-513-3158 (ダイヤル)

(担当者 浦上, 若林)